

■論文題目	同性婚制度未整備の違憲性		
■氏名(学籍番号)	小田中瑠奈(0412022302)		
■指導教員	千國亮介	■所属コース	法律・行政コース
■キーワード	LGBT	同性婚	憲法 14 条

一章 同性婚をめぐる各国の状況と日本の現状

0. LGBT とは

同性婚について述べる前に、LGBT はどのような人を指すのか整理する。性には、生物学的性、性的指向、性自認の三つがある。性的指向とは、恋愛・性愛がいずれの性別に向かうかの問題であり、性自認とは性別に関する自己認識のことである。そして、L は、生物学的性が女性で、自身の性自認が女性、性的指向が女性に向く者、G は、生物学的性が男性で、自身の性自認が男性、性的指向が男性に向く者、B は、性的指向が男性もしくは女性のどちらにも向く者、T は、生物学的性が性自認と一致しない者のことをいう。例えば、生物学的性が男性で性自認が女性である者と生物学的性が女性で性自認が男性である者のカップルは、婚姻できるが、生物学的性が同一であるカップルは、性自認が異なっている、婚姻できない。生物学的性が同一のカップルも、婚姻の法的効果を楽しむよう、婚姻を認めなければならないのではないのか。

1. 各国の状況

1989 年、世界ではじめてデンマークで同性カップルに異性カップルとほぼ同等の権利を認める「登録パートナーシップ法」が成立した。これは同性カップルの婚姻を認めたものではないが、同性カップルに一定の法的保障を認めるもので、これをきっかけに、世界各国で、同性カップルに法的保障を与えようとする動きが活発になった。オランダでは 2001 年に同性婚を正式な婚姻と認め、これが世界で一番早い同性婚制度の整備となった。現在、同性婚を認めている国は、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、オランダ、ベルギー、ドイツ等である。

2. 日本の歴史と現状

日本は、江戸時代までは同性愛に寛容だったが、明治に入り、取り締まられるようになったことで、「同性愛」に対する考え方が変化し、そして外国から輸入された「性科学」により、「同性愛は変態性欲の一つ」という考えが国民に広まり、問題視されるようになった。現在でも、LGBT 法連合会によれば、LGBT は、学校で侮辱する言葉を浴びせられる、家庭内で虐待されあるいは精神科に連れていかれる、といった事案の発生が指摘されている。婚姻は、社会的地位が保障され、遺産相続権等、様々な利益を楽しむことを可能とする制度であるが、現在日本では、同性カップルの婚姻が法律上規定されておらず、遺産相続権等が認められないパートナーシップ制度にとどまることから、同性カップルは、異性カップルのように、婚姻により得られる利益を楽しむことができない。

二章 裁判所の憲法判断

そこで、同性婚制度が整備されていないことが違憲ではないか問われることになる。この違憲性が争われた判決を三つ紹介したい。札幌地裁令和 3 年 3 月 17 日判決は、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定が、憲法 13 条、14 条 1 項、24 条に違反しているかが争われた事案で、当該規定が、憲法 24 条、憲法 13 条には違反しておらず、憲法 14 条 1 項には違反している、と判断した。大阪地裁令和 4 年 6 月 20 日判決は、同様の事案で、憲法 13 条、憲法 14 条 1 項、憲法 24 条いずれにも、違反していない、と判断し、東京地裁令和 4 年 11 月 30 日判決も、同様の事案で、憲法 14 条 1 項、憲法 24 条ともに、違反していない、と判断している。

三章 各判決の内容と相違点

1. 憲法 24 条 1 項、13 条について

各判決はいずれも、憲法 24 条 1 項の婚姻の自由は、同条 2 項で婚姻制度を立法裁量に委ねているため、十分尊重されるものにとどまり、権利として保障されているものではないから、本件規定は同条 1 項に違反しないと判断した。憲法 13 条についても、婚姻の自由（24 条）が権利でない以上、包括的な人権規定である同条で保障されていると解することはできないため、憲法 13 条に違反しないと判断した。

2. 憲法 24 条 2 項について

憲法 24 条 2 項は婚姻制度の形成を立法裁量に委ねているが、「個人の尊厳」や「両性の本質的平等」を踏まえるよう、その裁量を限界づけている。しかし、裁量を前提に限界づけているだけなので「両性」という文言等により、同性に積極的に保障していない点が強調され、また、婚姻に類する制度での対応可能性や社会状況等を理由に、各判決は、積極的に憲法 24 条 2 項の違反を導くことはできないとした。

3. 憲法 14 条 1 項をめぐる

札幌地裁は、本件規定が憲法 14 条 1 項に違反しているかについて、本件区別取扱いが人の意思で選択・変更不可能な性的指向によるものであって、いかなる性的指向を持つものでも、享有し得る法的利益であるにもかかわらず、同性愛者に対してこの法的効果の一部ですら享受する法的手段が提供されていないことは、同性愛者に対する否定的な意見や価値観を持つ国民がいることを斟酌したとしても、立法府の裁量権の範囲を超えたものであるとし、本件区別取扱いが合理性を欠くものであり、憲法 14 条 1 項に違反しているものと結論づけた。

それに対して、大阪地裁と東京地裁は憲法 14 条 1 項に違反していないと判断している。判断を分けたのは、札幌地裁が、憲法 24 条 2 項の判断を簡潔にし、憲法 14 条 1 項の解釈が憲法 24 条 2 項の立法裁量にのみこまれてしまうことを避けようとしたところにあると思われる。そうすることにより、憲法 14 条 1 項での本件区別取扱いに合理的根拠があるかどうかの判断を前面に押し出し、立法裁量であってもその裁量判断の合理性を厳格に問う解釈が可能となるからである。一方、大阪地裁や東京地裁は、憲法 24 条 2 項の解釈を長文にわたり論じており、大阪地裁は憲法 24 条 2 項についての解釈を長く論じてから憲法 14 条 1 項を論じ、東京地裁は憲法 14 条 1 項についての解釈を憲法 24 条 1 項と 2 項の間に挟んで論じるという形式をとっている。憲法 14 条 1 項に憲法 24 条を過度に関連付けることで、立法府の広範な裁量権を強調し、厳格な審査基準を立てることを避けていると思われる。

このように、大阪地裁や東京地裁は札幌地裁とは対照的に、憲法 14 条 1 項が憲法 24 条 2 項の立法裁量に含まれて論じられることで、あくまで立法裁量を強調し、本件規定を合憲としようとする意図があると考えられる。

しかし、憲法 24 条 1 項及び 2 項が、いくら立法裁量であるとはいえ、合理的根拠のない差別的区別取扱いを禁止する憲法 14 条 1 項に違反してもよいという理由になるのではなく、また、14 条 1 項に違反する制度形成が許されるわけでもない。本件規定は、憲法 14 条 1 項に違反すると考えるのが正当と思われる。

四章 結論

一章で述べたように、今日、各国では同性カップルに対する見方にも変化をみせており、ヨーロッパの国々をはじめとして、比較的多くの国が同性カップルに婚姻を認めるようになってきているが、このような各国の動向もあわせて考えれば、本件規定は、立法府の裁量権を逸脱し、憲法に違反するものと判断し、異性間と同様に、同性間についても婚姻制度の構築を行い、同性カップルに婚姻によって生じる法的効果を享受する機会を提供するべきであると考えられる。